

Fund Bridge

お客さまと資産運用を結ぶ「架け橋」に

販売用資料

2017年3月8日

トレンド・アロケーション・オープン

(以下「トレアロ」と呼ぶことがあります)

トレアロの基準価額は、半年ぶりの水準に回復

高リスク資産の比率を、設定来最大に

トレアロの基準価額は、2017年2月に月間で2%上昇しました。また、2017年3月2日には、基準価額は約半年ぶりの水準となる11,800円を上回りました(図表①)。

今回は、基準価額上昇の背景と、図表②の資産配分比率の変化だけでは読み取れないような、トレアロが行った“隠れた工夫”についてお伝えします。

トレアロの基準価額を押し上げた背景として、米国株式を中心とした世界的な高リスク資産の価格上昇が挙げられます。米国では、トランプ政権による景気刺激策による経済加速期待や、良好な企業業績などを受けて株価が上昇し、米国株式は2017年2月27日には12営業日連続で史上最高値を更新しました*1。また、米国株式だけでなく、英国株式やカナダ株式も2017年に史上最高値をつけています*1。

このような環境の中、トレアロは高リスク資産の比率を2016年12月より徐々に引き上げ、2017年2月には設定来最大となる79%としました(図表②、月末ベース)。この結果、2017年2月は米国株式が上昇を牽引し、高リスク資産が基準価額を約215円押し上げました(図表③)。

*1:米国株式はNYダウ、英国株式はFTSE100指数、カナダ株式はS&Pトロント総合指数、ともに終値ベース。

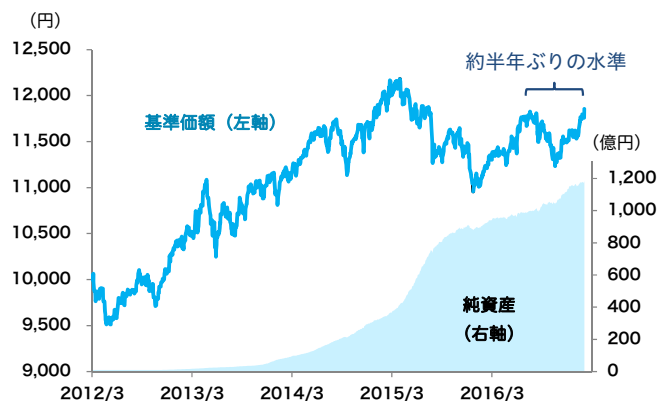
高リスク資産での工夫：スイス株式の組入れを開始

高リスク資産を引き上げただけでなく、高リスク資産、低リスク資産の中身についても、運用上の工夫を行っています。

高リスク資産においては、2017年2月より、新たにスイス株式の組入れを開始しました。これは、トレンド分析の結果が良好だということに加え、トレアロの純資産拡大を背景に、より細かく分散投資を図るためです。

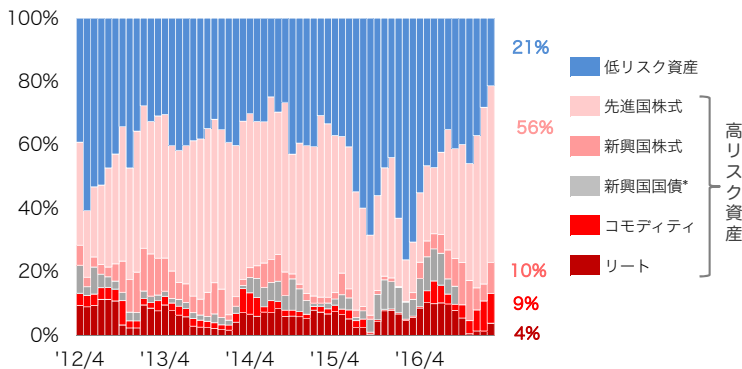
過去には、2014年10月に米国株式のスマートベータ*2、2016年10月には香港株式の組入れを開始するなど、徐々に投資対象を拡大しています。このように、純資産の規模が拡大する中でより分散投資を図るため、今後投資を行う可能性がある資産について日々モニタリングし、最

図表① トレアロの基準価額と純資産



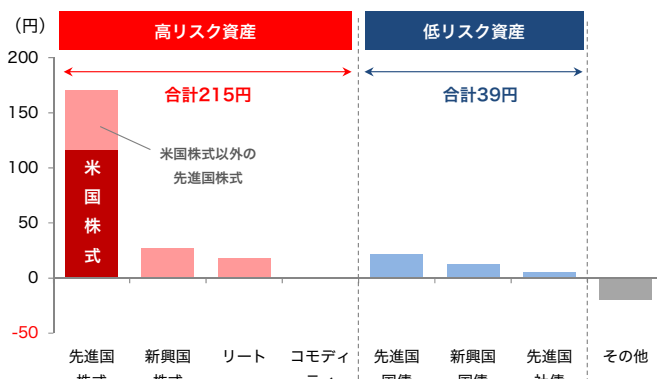
期間：2012/3/30～2017/3/2（日次） ※基準価額(1万口当たり)は、信託報酬控除後のものです。

図表② 資産配分比率の推移



出所：アリアンツ・グローバル・インベスターズからの情報提供を基に三菱UFJ国際投信が作成期間：2012/4～2017/2（月次） ※比率は投資先の外国籍投資信託である「ダイナミック・マルチアセット・プラス・ファンド（JPY）」の純資産総額対比です。
*2016/10/1より、新興国国債の分類を高リスク資産から低リスク資産に変更しました。

図表③ 2017年2月の基準価額変動要因（概算）



※上記の要因分解は、概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。傾向を知るための参考値としてご覧ください。

トレンド・アロケーション・オープン

(以下「トレアロ」と呼ぶことがあります)

トレアロの基準価額は、半年ぶりの水準に回復

適な資産配分比率を追求しています。

*2:2017年2月末時点では、新興株式のスマートベータも組入れています。
スマートベータとは、スマートベータ指数に連動することを指すETF等を指しており、スマートベータ指数は、自己資本利益率や配当利回り、価格変動率など特定の要素に基づいて構成される指数をいいます。市場全体のパフォーマンスを上回る傾向がある指数や特定の属性の銘柄群の値動きに連動する傾向がある指数などがあります。

低リスク資産での工夫：米国債券の組入比率の調整

高リスク資産比率を引き上げる一方、債券の期待リターン低下等を背景に、低リスク資産比率を引き下げています。しかし、低リスク資産においても、細かく組入比率の調整を行っています。低リスク資産の1つである、米国債券に着目してみましょう。

2017年2月時点では、低リスク資産において、米国国債、米国インフレ債*3、米国の投資適格社債*4と3種類の米国債券を組入れています(図表④)。この3種類の比率を含む、低リスク資産の内訳を表したものが図表⑤です。

チャイナショックが起こった2015年8月末には、低リスク資産の比率を合計59.8%まで高め、その中でも特に米国国債を21.3%と1/3ほど組入れていました。

一方、2017年2月末には低リスク資産の比率を合計21.3%と低くする中、以下のような背景で米国インフレ債や米国投資適格社債の比率を高めています。

- ・米国では、足元インフレ期待が高まっており、**米国インフレ債**の上昇トレンドが他の低リスク資産のトレンドよりも相対的に強くなっています。
- ・**米国投資適格社債**については、一般的に米国国債よりも高い利回りが期待できます。さらに、市場では米国経済に対して楽観的な見方が広がっていることや、好調な企業業績が発表されていることなどから、米国投資適格社債の上昇トレンドについても他の低リスク資産のものより相対的に強くなっています。

2017年3月30日に5周年を迎えます

2017年3月30日には設定から5周年を迎えます。今後とも工夫を重ね、市場環境に応じて機動的な資産配分を行い、安定的な運用を目指してまいります。引き続きトレアロをご愛顧いただけますよう、お願い申し上げます。

*3:インフレ債は物価連動債とも呼ばれ、物価が上昇しても実質的な価値が低下しにくい債券と言えます。

*4:投資適格社債は、企業が発行している社債の中でも、格付けが高いもの(投資適格格付け以上)を指します。図表④では投資適格社債としていますが、過去に組入れたのは米国の投資適格社債のみです。

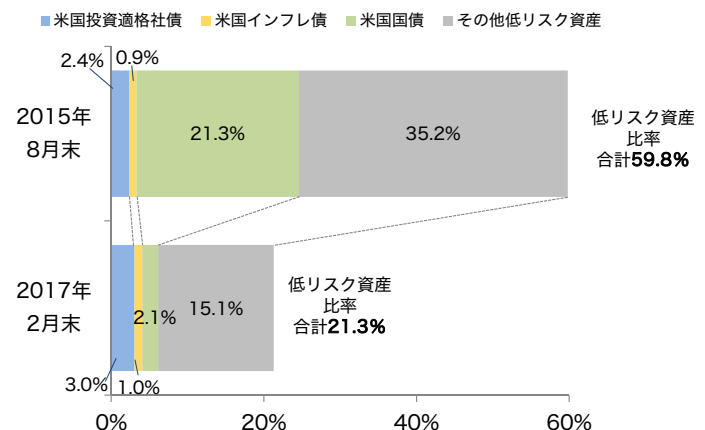
上記は、過去の実績・状況、作成時点での見通しまたは分析です。これらは、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。また、為替・税金・手数料等を考慮しておりません。

図表④ 資産配分比率の詳細 (2017年2月末)

分類	比率	前月比	資産名	比率
高リスク資産	78.7%	6.8%	日本株式	6.2%
			米国株式	26.8%
			欧州株式	9.6%
			スイス株式	2.1%
			英国株式	4.9%
			オーストラリア株式	2.3%
			カナダ株式	3.8%
			新興国株式	9.9%
			米国リート	3.9%
			コモディティ	9.3%
低リスク資産	21.3%	-6.8%	日本国債	0.2%
			米国国債	2.1%
			ドイツ国債	0.2%
			フランス国債	1.1%
			英国国債	2.8%
			イタリア国債	1.1%
			スペイン国債	1.4%
			米国インフレ債	1.0%
			投資適格社債	3.0%
			新興国国債	5.4%
現金等	2.9%			

出所：アリアンツ・グローバル・インベスターズからの情報提供を基に三菱UFJ国際投信が作成
※比率は投資先の外国籍投資信託である「ダイナミック・マルチアセット・プラス・ファンド (JPY)」の純資産総額対比です。

図表⑤ 低リスク資産の内訳



出所：アリアンツ・グローバル・インベスターズからの情報提供を基に三菱UFJ国際投信が作成
※比率は投資先の外国籍投資信託である「ダイナミック・マルチアセット・プラス・ファンド (JPY)」の純資産総額対比です。
※各数値は表示桁数未満で四捨五入して表示している場合がありますので、それを用いて計算すると誤差が生じることがあります。



トレンド・アロケーション・オープン

追加型投信／内外／資産複合

ファンドの目的・特色

【ファンドの目的】 信託財産の成長を目指して運用を行います。
 【ファンドの特色】

- ① 世界各国の株式・債券・リート等の幅広い資産へ、実質的に投資します。
 当ファンドは、アリアンツ・グローバル・インベスターズが運用を行う「ダイナミック・マルチアセット・プラス・ファンド（JPY）」に投資を行います。また、マネー・プール マザーファンドへの投資も行います。
- ② 安定的な資産成長のために、市場環境に応じて機動的な資産配分を行います。
- ③ 為替変動リスクの低減をはかるため、外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行います。

投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向等の事情によっては、特色①～特色③のような運用ができない場合があります。

- ④ 年1回決算を行い、収益の分配を行います。

■収益分配方針

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合もあります。）

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

●価格変動リスク

- ・当ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、実質的には世界各国の株価指数、債券指数、リート指数、コモディティ指数等に連動したETF等に投資を行います。そのため、株価変動、金利変動、不動産の価格変動、商品価格の変動等の影響を受けることとなり、当該価格が変動すれば当ファンドの基準価額の変動要因となります。
- ・当ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、実質的には世界各国の株式、債券、コモディティ等に係る先物取引を利用します。そのため、株価変動、金利変動、商品価格の変動等の影響を受けます。買建てている先物取引の価格が下落した場合、または売建てしている先物取引の価格が上昇した場合には、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。特に、買建てている先物取引の価格下落と、売建てている先物取引の価格上昇が同時に発生した場合には、基準価額が大幅に下落する場合があります。

●金利変動リスク

当ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、実質的には債券に投資を行います。投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、当ファンドの基準価額の変動要因となります。また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、当ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

●為替変動リスク

当ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、主に外貨建資産へ投資を行いますので、為替変動リスクが生じます。これらの外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、完全に為替変動リスクを排除することはできません。なお、為替ヘッジが困難な一部の通貨については、当該通貨との相関等を勘案し、他の通貨により対円で代替ヘッジを行う場合があります。その場合、為替ヘッジ効果が得られない可能性や、円と当該他通貨との為替変動の影響を受ける可能性があります。為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨の金利より低いときには、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

●信用リスク（デフォルト・リスク）

実質的に投資している債券の発行国・地域の債務返済能力等の変化等による格付け（信用度）の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、基準価額も大きく変動する場合があります。一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。また、実質的に投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

●カントリー・リスク

新興国の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券・商品市場が混乱して、有価証券等の価格が大きく変動する可能性があります。新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- ・先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
- ・政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- ・海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
- ・先進国とは市場慣習や情報開示に係る制度等が異なる場合があります。

この結果、新興国に係る有価証券等への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

●流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢よりも低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。くわしくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に対して、 上限2.16%（税抜 2.00%） （販売会社が定めます） （購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。）
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 （信託報酬）	[当ファンド]日々の純資産総額に対して、 年率0.6804%（税抜 年率0.6300%） をかけた額 ※日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。 [投資対象とする投資信託証券]投資対象ファンドの純資産総額に対して、 年率0.49%程度 （マネー・プール マザーファンドは除きます。） [実質的な負担]当ファンドの純資産総額に対して、 年率1.1704%程度（税抜 年率1.1200%程度） ※当ファンドの信託報酬率と、投資対象とする投資信託証券の信託(管理)報酬率を合わせた実質的な信託報酬率です。
その他の費用 ・手数料	以下の費用・手数料についても当ファンドが負担します。 ・監査法人に支払われる当ファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。 ※監査費用は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。

※投資対象とする投資信託証券における信託（管理）報酬率を含めた実質的な信託報酬率について、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、組入れているETF等の管理費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、外国投資信託証券のファンド設立に係る費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等は確定していないことなどから、実質的な信託報酬率には含めておりません。

※上記の費用（手数料等）については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、当ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますので参照ください。

<課税関係>課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人投資者については、収益分配時の普通配分金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）の適用対象です。税法が改正された場合等には、変更となる場合があります。※確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

委託会社およびファンドの関係法人

- ◆委託会社 三菱UFJ国際投信株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
 加入協会：一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会
- ◆受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社

- ◆販売会社 販売会社の照会先は以下の通りです。

三菱UFJ国際投信株式会社
 TEL：0120-151034（フリーダイヤル）
 受付時間／営業日の9：00～17：00
 ホームページアドレス：http://www.am.mufg.jp/



トレンド・アロケーション・オープン

追加型投信／内外／資産複合

販売会社

(お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。)平成29年3月8日現在

商号 (*は取次販売会社)	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
藍澤證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第6号	○	○		
宇都宮証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第32号	○			
エイチ・エス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第35号	○			
エース証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第6号	○			
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
岡地証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第5号	○			
カブットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○		○	
ごうぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第43号	○			
光世証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第14号	○			
篠山証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第16号	○			
静銀ティーエム証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第10号	○			
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第170号	○			
株式会社しん証券さかもと	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第5号	○			
スターツ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第99号	○			
第四証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第128号	○			
大万証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第14号	○			
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号	○			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	○		○	○
内藤証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第24号	○			
奈良証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第25号	○			
野村證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1977号	○			
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第50号	○			
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第152号	○			
ふくおか証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第5号	○			
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第24号	○			
松阪証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第19号	○	○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
山和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第190号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第8号	○			
株式会社青森銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第1号	○			
株式会社秋田銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第2号	○			
株式会社阿波銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第1号	○			
株式会社イオン銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社伊予銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第2号	○		○	
株式会社大分銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第1号	○			
株式会社沖縄海邦銀行	登録金融機関 沖縄総合事務局長(登金)第3号	○			
株式会社香川銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第7号	○			
株式会社北九州銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第117号	○		○	
株式会社北日本銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第14号	○			
株式会社紀陽銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第8号	○			
株式会社佐賀銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第1号	○		○	
株式会社佐賀共栄銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第10号	○			
株式会社山陰合同銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第1号	○			
株式会社四国銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第3号	○			
株式会社静岡銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社清水銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第6号	○			
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第624号	○		○	
株式会社新生銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○	
スルガ銀行株式会社	登録金融機関 東海財務局長(登金)第8号	○			
株式会社第三銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第16号	○			
株式会社大東銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第17号	○			
株式会社筑邦銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第5号	○			
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第40号	○		○	
株式会社中国銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第2号	○		○	
株式会社東京スター銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第579号	○		○	
株式会社東北銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第8号	○			
株式会社徳島銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第10号	○			
株式会社鳥取銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第3号	○			
株式会社富山第一銀行	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第7号	○			
株式会社長崎銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第11号	○			
株式会社南都銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第15号	○			
株式会社肥後銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第3号	○			
株式会社福井銀行	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第2号	○		○	
株式会社福岡中央銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第14号	○			
株式会社福邦銀行	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第8号	○			
株式会社北洋銀行	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社北陸銀行	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社北海道銀行	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第1号	○		○	

※今後、上記の販売会社については変更となる場合があります。



トレンド・アロケーション・オープン 追加型投信／内外／資産複合

販売会社

(お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。)平成29年3月8日現在

商号 (*は取次販売会社)	登録番号等		日本証券業 協会	一般社団法人 日本 投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会
株式会社三重銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第11号	○			
株式会社三菱東京UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
株式会社三菱東京UFJ銀行(委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	○		○	
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第22号	○		○	
株式会社宮崎銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第5号	○			
株式会社もみじ銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第12号	○		○	
株式会社山形銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第12号	○			
株式会社山口銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第6号	○		○	
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第36号	○		○	
株式会社琉球銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第2号	○			
岡崎信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第30号	○			
岐阜信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第35号	○			
広島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第44号	○			
株式会社商工組合中央金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第271号	○		○	
九州労働金庫*	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第39号				
四国労働金庫*	登録金融機関	四国財務局長(登金)第26号				
静岡労働金庫*	登録金融機関	東海財務局長(登金)第72号				
中央労働金庫*	登録金融機関	関東財務局長(登金)第259号				
東海労働金庫*	登録金融機関	東海財務局長(登金)第70号				
東北労働金庫*	登録金融機関	東北財務局長(登金)第68号				
長野県労働金庫*	登録金融機関	関東財務局長(登金)第268号				

※今後、上記の販売会社については変更となる場合があります。

【本資料に関してご留意頂きたい事項】

- 本資料は三菱UFJ国際投信が作成した情報提供資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。ご自身でご判断ください。
- 本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

【本資料についての補足】

トレアロは外国投資信託DMAPFにおいて実質的な運用を行っています。当該ファンドについてはアリアンツ・グローバル・インベスターズが運用を担っています。本資料でご紹介している運用戦略に関する説明についても、上記外国投資信託で行っているものです。